

## 組合の債務に対する組合員の責任について

Q 1. 組合の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条（出資）の出資金を限度とする有限責任は絶対的なものであるか。

例えば、総会において、各自の出資金以上の金額を負担すべきことを議決した場合、あるいは、組合員のある特定の者を指名して負担せしめることを議決した場合等、この議決は有効であるか。

Q 2. 上記に関して貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済不能を生じた場合、責任は誰が負い債権の追及は何処まで及ぶか。

Q 3. 赤字累積による清算の場合はどうか。

A 1. 組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となった場合において、組合員が負うべき責任は、その出資額を限度とし、総会その他の決議をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないものと解する（中協法第10条（出資）第5項）。

なお、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買した物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資とは関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の責に任じなければならない。また、組合の第三者に対する債務について全部又は一部の組合員が組合のために連帯して保証をしている場合（いわゆる連帯保証）に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うことになる。

A 2. 従って、設問のごとく、組合員に対して出資額以上の責任を負わせること、組合の債務につき、特定の組合員を指名して弁済の責に任じさせること等を総会において議決し、議決なる故をもって負担させることは、法令違反であるから無効である。

A 3. 組合財産をもって債務を完済するに足りない場合において、解散をし、又は破産の宣告を受けたときも、組合員の責任は、上述の組合と同様である。

なお、本問の如き事例も、総会の議決である旨をもって組合員に限度額以上の出捐を強制することはできないが、自主的意思によって負担しようとすることを阻止するものではない。